

感染症拡大 防止対策 強化補助金

現在、検討中の方は

9月30日

までに申請手続きを

予算に限りがありますので

申請はメールまたは郵便で

メール 送信の際、件名に「補助金申請（申請者名）」と入力してください。

23時59分まで有効 hojokin@city.kurume.fukuoka.jp

郵送 **9月30日(木)消印有効** 『〒830-8520 久留米市城南町15-3
久留米市事業者支援金コールセンター 宛』



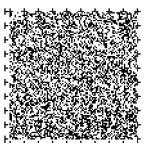
最大
60
万円

業種別ガイドラインの趣旨に沿って導入された

- 感染症対策強化にかかる工事経費
換気機能付エアコン設置、自動水栓への改修など
- 感染症対策強化にかかる物品購入経費
空気清浄機（ウイルス捕集機能搭載等）、アクリルパーティションなど

補助額は経費の2/3（うち、物品購入は最大20万円）

可能な限り、市内事業者からの導入をご検討ください。



交付には一定の要件があります。詳しくは市のHP・手引きをご確認ください。

補助対象事業者

- 市内で店舗等(不特定多数が来客する施設等)を運営している中小事業者
【不特定多数の来客】
 - ◎ 個人、一般消費者に商品、サービスを提供(B to C)
 - ✖ 企業、業者に商品、サービスを提供(B to B)
- 令和3年4月1日から令和4年1月末までに、感染症拡大防止対策の強化を目的とした工事又は 物品を購入した(する予定の)事業者
- 市税を滞納していない
(注意)市外事業者の方で、久留米市内に店舗等がある方も、久留米市の「滞納なし証明」が必要になります。
- 申請時に、必要な許可等を取得のうえ店舗等を運営している
(注意)新規開設(移転も含む)に必要な設備投資に使える補助金ではありません。
- 暴力団または暴力団員、それらと密接な関係を有する者に該当しない

▼ 対象店舗等の例

小 売 業 食料品店、衣料品店、靴屋、雑貨屋、寝具屋、酒屋など

飲食サービス業 居酒屋、喫茶店、バー、スナックなどの各種飲食店(持ち帰りを含む)

生活関連サービス業 クリーニング店、理容室、美容室、浴場 など

この他、来客型の店舗又は施設等に類するものと認められるもの

政治・経済・文化・労働・宗教等の各種団体、性風俗関連特殊営業などは対象外

補助金を悪用した詐欺まがいの営業多発

知らないうちに犯罪に

補助制度を悪用した、詐欺紛いの営業が多発しています。

この制度は3分の1の自己負担が発生します。

工事費用が0円になる等の話に乗り、実際の費用と異なる金額で申請するなど、事実と異なる申請を行うと、不正請求となる可能性があります。

不審な電話や営業があったときは、甘い話に乗らず、きっぱりと断ってください。

<お問合せ>

久留米市事業者支援金コールセンター

久留米市感染症拡大防止対策強化補助金

検索 

☎ 0942-30-9828 FAX 0942-30-9757 平日9時から17時まで
✉ hojokin@city.kurume.fukuoka.jp